

令和3年度の保険料のお知らせ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料額決定通知書は
お住まいの市(区)町村から
7月中旬に送付します

- ★令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の保険料額となります。
- ★年度の途中で新たに被保険者になったとき、または年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで計算します。

保険料率は
令和2年度と変更ありません

- ★保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。
- ★保険料は個人単位で決定します。

年間保険料額
(限度額64万円)

=

均等割額
1人当たり
43,400円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※×8.39%

被保険者全員が均等に負担します

被保険者の前年の所得に応じて負担します

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減措置が
一部変更になります

- ★税制改正により、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられました。これに伴い、保険料(均等割額)の軽減判定所得基準額も変更になります。
- ★世帯の所得状況に応じて保険料(均等割額)が「7.75割・7割・5割・2割」の割合で軽減されていましたが、保険料軽減特例の見直しに伴い、「7割・5割・2割」の割合で軽減されます。

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	34,720円/年

※1 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。

・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。

②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。

③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となるかたの所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。